

いたばし 環境管理ニュース

発行:板橋環境管理研究会
 〒173-0005 板橋区仲宿54番10号
 電話:03-3962-0131 FAX:03-3962-0133
 (板橋区公式ホームページからも閲覧可能)
http://www.city.itabashi.tokyo.jp/c_kurashi/004/004325.html

今号のトピックス

- 1 新エネルギー機器及び省エネルギー機器導入助成制度(住宅用・事業所用)
- 2 平成26年度における再生可能エネルギーの買取価格・賦課金の決定
- 3 適正管理化学物質使用量等報告の受付開始

新エネルギー機器及び省エネルギー機器 導入助成制度(住宅用・事業所用)

板橋区では、平成17年12月に「板橋区地球温暖化防止地域推進計画」を策定し、2012(平成24)年度までに1990(平成2)年度と比較して、区全体の温室効果ガス(主に二酸化炭素(CO₂))排出量を6%削減することを目標としています。

区では地球温暖化対策の一環として、温室効果ガスの削減効果が高い新エネルギー・省エネルギー機器を住宅及び事業所に設置される方に経費の一部を助成します。

1. 住宅用

(1) 要件

- ①板橋区内の住宅(戸建・集合、個人・法人等)に、新しく補助対象機器を設置される方。
(賃貸住宅などの場合は、住宅の所有者から設置についての同意書が必要)
- ②申込時点において、設置工事が完了していないこと。
- ③平成27年3月20日までに設置完了報告書を提出できること。
- ④個人の場合 個人にあっては、住民税及び軽自動車税を滞納していないこと。
法人の場合 法人にあっては、法人住民税を滞納していないこと。

(2) 補助対象機器・補助金額

補助対象機器		補助金額	
新エネ機器	太陽光発電システム	出力1kWあたり 25,000 円	上限 100,000 円
	太陽熱温水器	設置に要する経費の 5%	上限 45,000 円
省エネ機器	燃料電池システム		上限 50,000 円
	蓄電池システム	容量1kWhあたり 10,000 円	上限 50,000 円
	HEMS	—	定額 10,000 円

※HEMSについては、補助対象経費が定額を下回る場合、その金額の 1,000 円単位未満の端数を切捨て補助金額とします。

(3) 申請期間

平成26年4月1日(火)～平成27年3月20日(金)

2. 事業所用

(1) 要件

- ①申請時点において、板橋区内に事業所等を有する中小企業者等であり、その板橋区内の事業所に助成対象機器等を自ら使用する目的で設置される方。
(賃貸・使用貸借事業所の場合は、所有者の機器設置についての同意書が必要)
- ②申請者が、中小企業等(法人又は個人の事業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)

- 第2条第1項に規定する会社に該当しない会社を除く。)をいう。)であること。
- ③前年度の原油換算エネルギー使用量が、1,500kl未満の事業所であること。
(都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)における指定地球温暖化対策事業所として指定されている事業所の所有事業者及び当該指定地球温暖化対策事業所内に設置する事業所等でないこと。)
- ④申請時点において、設置工事が完了していないこと。
- ⑤平成27年3月20日までに設置完了報告書を提出できること。
- ⑥法人の場合 法人にあっては、法人住民税を滞納していないこと。
個人の事業者の場合 個人にあっては、住民税及び軽自動車税を滞納していないこと。
- ⑦CO2排出量の削減効果等を検証し、結果を報告すること。

(2) 補助対象機器・補助金額

補助対象機器		補助金額	
		板橋エコアクション等 取組事業者	その他事業者
新エネ機器	太陽光発電システム	設置に要する経費の20% 上限 1,000,000 円	設置に要する経費の20% 上限 500,000 円
省エネ機器	省エネルギー診断の結果に基づき導入する節電その他の省エネルギーに資する設備・機器		

※板橋エコアクション等取組事業者とは、板橋エコアクション 2008 の認定、ISO14001 の認証及びエコアクション 21 の認証・登録の事業者です。

※東京都地球温暖化防止活動推進センターで実施している『省エネアドバイス』も、区の省エネルギー機器の要件である省エネルギー診断となります。

※省エネルギー診断結果に沿った設備・機器の改修であり、かつエネルギー使用量の削減効果がある設備・機器に対して、補助金を交付します。導入予定の設備・機器が補助対象になるか、事前にご相談ください。

(3) 申請期間

平成26年4月1日(火)～平成27年3月20日(金)

3. 注意事項

(1) 申請日について

- ①土日・祝日は除きます。
- ②補助金の交付状況により、予算枠を超えた場合、期間中でも申請を受けられないことがあります。
- ③申請は、環境戦略担当課に届いた日をもって先着順となります。

(2) 補助対象機器と申請等について

- ①各機器について、規格等に基準があります。基準を満たさない機器には補助金が交付されません。
- ②「設置に要する経費」とは、機器本体、部材、架台の購入及びこれらの取り付け工事に関する費用であり、機器の運転に直接必要のない付属品やオプション品などは除きます。
- ③交付申請額は、1,000円未満の端数を切捨てた金額になります。
- ④同一年度内での申請は、各機器1回までとなります。
- ⑤補助対象機器1種類につき、1枚の申請書が必要になります。

(3) 申込・問合せ

板橋区資源環境部環境戦略担当課環境都市推進担当係(板橋区役所新館6階3番窓口)

〒173-8501 板橋区板橋2-66-1 電話:3579-2596

住宅用:http://www.city.itabashi.tokyo.jp/c_kurashi/004/004900.html

事業所用:http://www.city.itabashi.tokyo.jp/c_kurashi/035/035062.html

平成26年度における再生可能エネルギーの 買取価格・賦課金の決定

再生可能エネルギー固定買取価格制度の平成26年度新規参入者向け買取価格及び平成26年度の賦課金が、以下のとおり決定されました。

1. 平成26年度の新規参入者向け買取価格及び買取期間

3月7日に公表されました、調達価格等算定委員会の「平成26年度調達価格及び調達期間に関する意見」を尊重し、以下のとおり最終的に決定されました。

(1) 非住宅用太陽光(10kW 以上)

	平成 25 年度	平成 26 年度
買取価格(税抜)	36 円/kWh	32 円/kWh
買取期間	20 年間	20 年間

(2) 住宅用太陽光(10kW 未満)

	平成 25 年度	平成 26 年度
買取価格	38 円/kWh	37 円/kWh
買取期間	10 年間	10 年間

(3) 洋上風力(買取区分の新設)

買取価格(税抜)	洋上風力	36 円/kWh
	(参考)陸上風力	22 円/kWh
買取期間	20 年間	

(4) 既設導水路活用中小水力(買取区分の新設)

		200kW 未満	200kW 以上 1000kW 未満	1000kW 以上 3000kW 未満
買取価格(税抜)	既存導水路活用	25 円/kWh	21 円/kWh	14 円/kWh
	(参考)全て新設 設備設置	34 円/kWh	29 円/kWh	24 円/kWh
買取期間	20 年間			

(5) その他の再生可能エネルギー

買取価格及び買取期間を据え置き。

2. 平成26年度の賦課金

1. の買取価格等を踏まえて算定した結果、平成26年度の賦課金単価は、1kWh 当たり0.75円(標準家庭(月の電力使用量が300kWh)で月額225円)と決定されました。

なお、平成26年度の賦課金は、平成26年5月検針分の電気料金から平成27年4月検針分の電気料金まで適用されます。

(経済産業省ホームページより)

<http://www.meti.go.jp/press/2013/03/20140325002/20140325002.html>

適正管理化学物質使用量等報告の受付開始

「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(東京都環境確保条例)」では、工場または指定作業場の事業者のうち、「適正管理化学物質(59物質)」を物質ごとに年間100kg以上取り扱う事業者は、毎年度、その前年度の使用量、製造量などを区役所へ報告することとなっています。

本年も4月1日から、平成25年度実績の報告の受付を開始いたしますので、すみやかに提出をお願いいたします。

また、平成25年10月に東京都化学物質適正管理指針が改正され、事業者が行うべき措置として、震災等の災害に対する防止対策を講じることが規定されたため、震災対策を盛り込んだ化学物質管理方法書を作成するとともに、従業員数が21人以上の事業所は化学物質管理方法書を提出するようお願いいたします。

■ 提出期間

平成26年4月1日(火)～6月30日(月)

■ 提出・問合せ

板橋区資源環境部環境課公害指導係(板橋区役所北館6階3番窓口)

〒173-8501 板橋区板橋2-66-1 電話:3579-2594

適正管理化学物質(59物質)リスト

番号	物質名	番号	物質名
1	アクロレイン	30	水銀及びその化合物
2	アセトン	31	スチレン
3	イソamilアルコール	32	セレン及びその化合物
4	イソプロピルアルコール	33	チウラム
5	エチレン	34	チオベンカルブ
6	塩化スルホン酸	35	テトラクロロエチレン
7	塩化ビニルモノマー	36	1,1,1-トリクロロエタン
8	塩酸	37	1,1,2-トリクロロエタン
9	塩素	38	トリクロロエチレン
10	カドミウム及びその化合物	39	トルエン
11	キシレン	40	鉛及びその化合物
12	クロム及び三価クロム化合物	41	ニッケル
13	六価クロム化合物	42	ニッケル化合物
14	クロルピクリン	43	二硫化炭素
15	クロロホルム	44	砒素及びその無機化合物
16	酢酸エチル	45	ポリ塩化ビフェニル(PCB)
17	酢酸ブチル	46	ピリジン
18	酢酸メチル	47	フェノール
19	酸化エチレン	48	ふっ化水素及びその水溶性塩
20	シアン化合物 (錯塩及びシアン酸塩を除く無機シアン化合物)	49	ヘキサン
21	四塩化炭素	50	ベンゼン
22	1,2-ジクロロエタン	51	ホルムアルデヒド
23	1,1-ジクロロエチレン	52	マンガン及びその化合物
24	1,2-ジクロロエチレン	53	メタノール
25	1,3-ジクロロプロペン	54	メチルイソブチルケトン
26	ジクロロメタン	55	メチルエチルケトン
27	シマジン	56	有機燐化合物(EPNに限る。)
28	臭素化合物(臭化メチルに限る。)	57	硫酸
29	硝酸	58	ほう素及びその化合物
		59	1,4-ジオキサン